

地域医療推進センター運営要綱

(趣旨)

第1条 大阪府立精神医療センターに地域医療推進センター（以下、「推進センター」という）を設置し、その運営についてはこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 推進センターは、地域移行、地域連携、病診連携、訪問看護（アウトリーチを含む）、デイケア・作業療法、その他地域医療に関するすべての事項を、地域の関係機関等と連携して行い、患者が地域で安心して自立した生活を送ることができるように支援するとともに、地域の人々のこころの健康増進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 前条の目的を達成するため、推進センターは次の業務を行うものとする。

- (1) 患者が地域で安心して自立した生活を送るためのシステム構築に関すること
- (2) 病院内連携、地域との連携を円滑に行うための取り組みに関すること
- (3) 地域医療に関する研修に関すること
- (4) その他、推進センターの設置目的を達成するために必要な事項

(センター長及び副センター長)

第4条 推進センターに、センター長及び副センター長を設置する。

- 2 センター長は院長が任命し、副センター長はセンター長が任命する。
- 3 センター長及び副センター長は、精神医療センターの地域医療推進に関する使命を全職員に周知させるとともに、前条の目的達成に向けて全職員が一致団結して取り組めるよう努めなければならない。

(コアメンバー会議)

第5条 センター長は、推進センターの運営にかかる基本的かつ重要な事項を審議するためコアメンバー会議を設置する。

- 2 コアメンバー会議は、センター長、副センター長、事務局次長、医師、精神保健福祉士、薬剤師、作業療法士、臨床心理士、管理栄養士、看護師（担当副看護部長、地域医療推進センター及び外来に属する看護師長、副看護師長、開放病棟の看護師長、看護師）等の職員をもって構成する。
- 3 コアメンバー会議は原則として毎月第2木曜日に開催する。

(地域医療推進委員会)

第6条 センター長は、患者の退院に向けて必要なサポートの検討、病院内連携や地域との連携のための取り組み等、推進センターの活動全般に関わる事項について検討するため、地域医療推進委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、センター長、副センター長、精神保健福祉士、作業療法士、看護師（担当副看護部長、地域医療推進センター及び外来・病棟に属する看護師長、副看護師長、看護師）等の職員をもって構成する。

3 委員会は原則として隔月第2木曜日に開催する。

4 司会及び書記は輪番制とし、所定の会議録に記録する。

5 センター長が必要と認める場合は、構成員以外の者を出席させることができる。

6 センター長は、その他必要に応じ臨時委員会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 部署内及び各部門における円滑な運用のため、随時、センター長の承認を得て、ワーキンググループを設置することができる。

(制定改廃)

第8条 この要綱の制定及び改廃については、センター長が、コアメンバー会議に諮り定める。

附 則

1 地域医療推進センター運営要綱は、平成25年4月1日から施行する。